

居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導運営規程

1. 事業の目的と運営方針

事業の目的	要介護状態または要支援状態にあり、主治の医師等が交付した処方せんに基づき薬剤師の訪問薬剤管理指導を必要と認めた利用者に対し当薬局の薬剤師が適正な居宅療養管理指導等を提供することを目的とします。
運営の方針	①利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。 ②上記①の観点から、市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者その他の保健、医療、福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。 ③利用者の療養に資する等の観点から、当該利用者に直接係わる上記関係者に必要な情報を提供する以外、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を他に漏らすことはいたしません。

2. 提供するサービス

当事業所がご提供するサービスは以下の通りです。

【居宅療養管理指導等サービス】

- ①当事業所の薬剤師が、医師の発行する処方せんに基づいて薬剤を調製するとともに、利用者の居宅を訪問し、薬剤の保管・管理や使用等に関するご説明を行うことにより、薬剤を有効かつ安全にご使用いただけるよう努めます。
- ②サービスのご提供に当たっては、懇切丁寧に行い、分かりやすくご説明いたします。もし薬について分からないことや心配なことがあれば、担当の薬剤師にご遠慮なく質問・相談してください。

3. 職員等の体制

「薬局案内」にて、ご利用の薬局の情報をご確認いただけます。

4. 担当薬剤師

- ①担当薬剤師は、常に身分証を携帯していますので、必要な場合はいつでも、その提示をお求めください。
- ②利用者は、いつでも担当薬剤師の変更を申し出ることができます。その場合、当事業所は、このサービスの目的に反するなどの変更を拒む正当な理由がない限り、変更の申し出に応じます。
- ③当事業所は、担当薬剤師が退職するなどの正当な理由がある場合に限り、担当薬剤師を変更することがあります。（その場合には、事前に利用者の同意を得ることといたします。）

5. 営業日時

「薬局案内」にて、ご利用の薬局の情報をご確認いただけます。

6. 緊急時の対応等

必要に応じ利用者の主治医または医療機関に連絡を行う等、対応を図ります。

7. 利用料

サービスの利用料は、以下の通りです。

介護保険制度の規定により、以下の通り定められています。

① 居宅療養管理指導サービス提供料として

1回目 518円（月4回まで）※負担割合1割の例（負担割合等によって変更あり）

② 麻薬等の特別な薬剤が使用されている場合

1回当たり100円（月4回まで）※負担割合1割の例（負担割合等によって変更あり）

③ 交通費については、自動車を利用した場合のお届け距離により発生いたします。

・片道0～5km 0円 片道5～10km 140円 片道10km以上は5km増すごとに+140円

※上記の他、健康保険法等に基づき、薬代や薬剤の調製に係わる費用の一部をご負担いただきます。

8. 個人情報に関する事項

利用者さまのプライバシーを尊重し、業務上知り得た利用者さま、またはそのご家族に関する秘密を保持いたします。

9. 苦情申立窓口

当事業所のサービス提供に当たり、苦情やご相談があれば、担当薬局もしくは下記までご連絡ください。

連絡先：0476-37-7905(代)